

三位一体改革への緊急提言

・地方分権実現のために、三位一体改革を計画的に実現することにより、国と自治体の財政の自由度拡大と効率化を断行すること。特に平成18年度までの3年間に実現すべき姿を『マーク1』とし、以下の改革を推進すべきである。

補助金削減では、聖域なく全省庁にまたがり削減していくために、まずは**奨励的補助金先行型**で4兆円削減すること。

- 義務教育費国庫負担金は枠外で交付金化

改革期間中に、計画的に、基幹税を中心として税源を3兆円地方に移譲すること。その際、地域間格差の拡大にも配慮すること。

- 10%効率化の上で税源移譲

平成18年度までの3年間の具体的なスケジュールを明示した工程表を作成し、実施していくこと。

平成19年度以降の第2段階にあっては、補助金の大半を削減し、税源移譲についても『マーク1』に対応して、8割を目処に移譲することを『マーク2』として掲げ、改革を段階的かつ継続的に進める。

『マーク1』達成への初年度、平成16年度にあっては以下を推進すること。

奨励的補助金削減先行の改革により自治体の行財政構造改革を促進すること。

初年度はたばこ税5,400億円の移譲からはじめ、17年度には基幹税である消費税1%を地方に移譲すること。

新たな地域間財政調整を構築するため、早急に抜本的な地方交付税改革を検討する機関を設けること。

改革案の比較

(資料 1 参照)

- ◆ 義務教育費国庫負担金等を交付金化する**現状固定型**では、地方団体の自由度の拡大と行財政の効率化を行うという三位一体改革の基本理念は達成できない。

- ◆ 義務教育費国庫負担金等を税源移譲の対象とする**義務中心型**の場合、移譲した税収は東京に集中する。また、削減対象を安易に特定の補助金に限定することは聖域なき構造改革の趣旨に反する。

(資料 3 - 1 , 2)

- ◆ 地方の自由度を向上するという本来の目的からみると奨励的な補助金削減が筋である。我々が提言する『マーク 1』の中の**奨励先行型**を行えば、一人あたりの歳入がより均衡化することになる。

(資料 4)

- ◆ 枠外の義務教育国庫負担金の削減を行えば、改革は 6 . 5 兆円の規模に拡大する。

研 究 活 動 実 績

【参加メンバーリスト】

主 査 齊藤 慎 (大阪大学大学院経済学研究科教授)
委 員 跡田 直澄 (慶應義塾大学商学部教授)
林 宏昭 (関西大学経済学部教授)
橋本 恭之 (関西大学経済学部教授)
前川 聡子 (関西大学経済学部助教授)
田中 宏樹 ((財)関西社会経済研究所リサーチアソシエイト)
研究協力 吉田 素教 (大阪府立大学経済学部助手)
木村 真 (大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程)
武者 加苗 (大阪大学大学院経済学研究科博士前期課程)
事務局 (財)関西社会経済研究所
武田 壽夫 専務理事
宇都 弘道 研究統括
宮原 孝信 事務局次長
阪森 一介 参事

【研究会の実績】

平成15年7月～11月で計19回(自治体との意見交換会等を含む)

本件問い合わせ・窓口
(関西経済連合会 東京事務所)
03 3502 0071
(ただし11月25日19:30まで)

(関西社会経済研究所)
TEL : 06 6441 0550
FAX : 06 - 6441 - 5760
E-mail : sakamori-k@kiser.or.jp

担当 : 宮原、阪森、宇都

三位一体改革案の比較

以下の案は、平成 16 年度から 3 年間の改革に関するものである。

補助金項目	現状固定型		義務中心型		小泉改革マーク1			
	補助金削減額	税源移譲額	補助金削減額	税源移譲額	奨励先行型		枠外*	
	補助金削減額	税源移譲額	補助金削減額	税源移譲額	補助金削減額	税源移譲額	補助金削減額	税源移譲額
義務的補助金								
義務教育費国庫負担金	2.79	0.00 (交付金化)	2.79	2.51	0.23	0.21	2.56	0.00 (交付金化)
義務教育費国庫負担金以外	-	-	0.49	0.44	0.97	0.87	-	-
奨励的補助金								
公共事業関係	0.70	0.44	0.70	0.44	1.80	1.13	-	-
公共事業関係以外	0.50	0.36	0.01	0.01	1.00	0.72	-	-
合計	4.00	0.80	4.00	3.40	4.00	2.93	2.56	0.00

税収比率

国 (H15 当初 57.0%)	56.0%	52.5%	53.1%
地方 (H15 当初 43.0%)	44.0%	47.5%	46.9%

* 義務教育費国庫負担金(退職手当 2300 億円を除く)は、**枠外で交付金化**

小泉「三位一体改革」の工程表

工程表（平成 16 年度以降の 3 年間：マーク 1）

単位：兆円

改革対象	16 年度	17 年度	18 年度	マーク 1 全体
税源移譲	0.54	1.2	1.2	2.93
		← 消費税 1% →		
補助金削減	1.00	1.5	1.5	4.00
義務的補助金				
義務教育費国庫負担金	0.23	0.00	0.00	0.23
義務教育費国庫負担金以外	0.25	0.36	0.36	0.97
奨励的補助金				
公共事業関係	0.33	0.74	0.74	1.80
公共事業関係以外	0.19	0.40	0.40	1.00
交付税改革	早期に成案	改革実施		17 年度実施

（工程表解説）

税源移譲の考え方

義務的補助金：10%効率化を前提に移譲

奨励的補助金：公共事業関係は 70%の事業を継続するものとし、10%の効率化を期待して移譲

公共事業関係外は 10%の効率化を期待した上で 80%を移譲

削減の対象

義務教育費国庫負担金の 2.56 兆円は枠外で交付金化

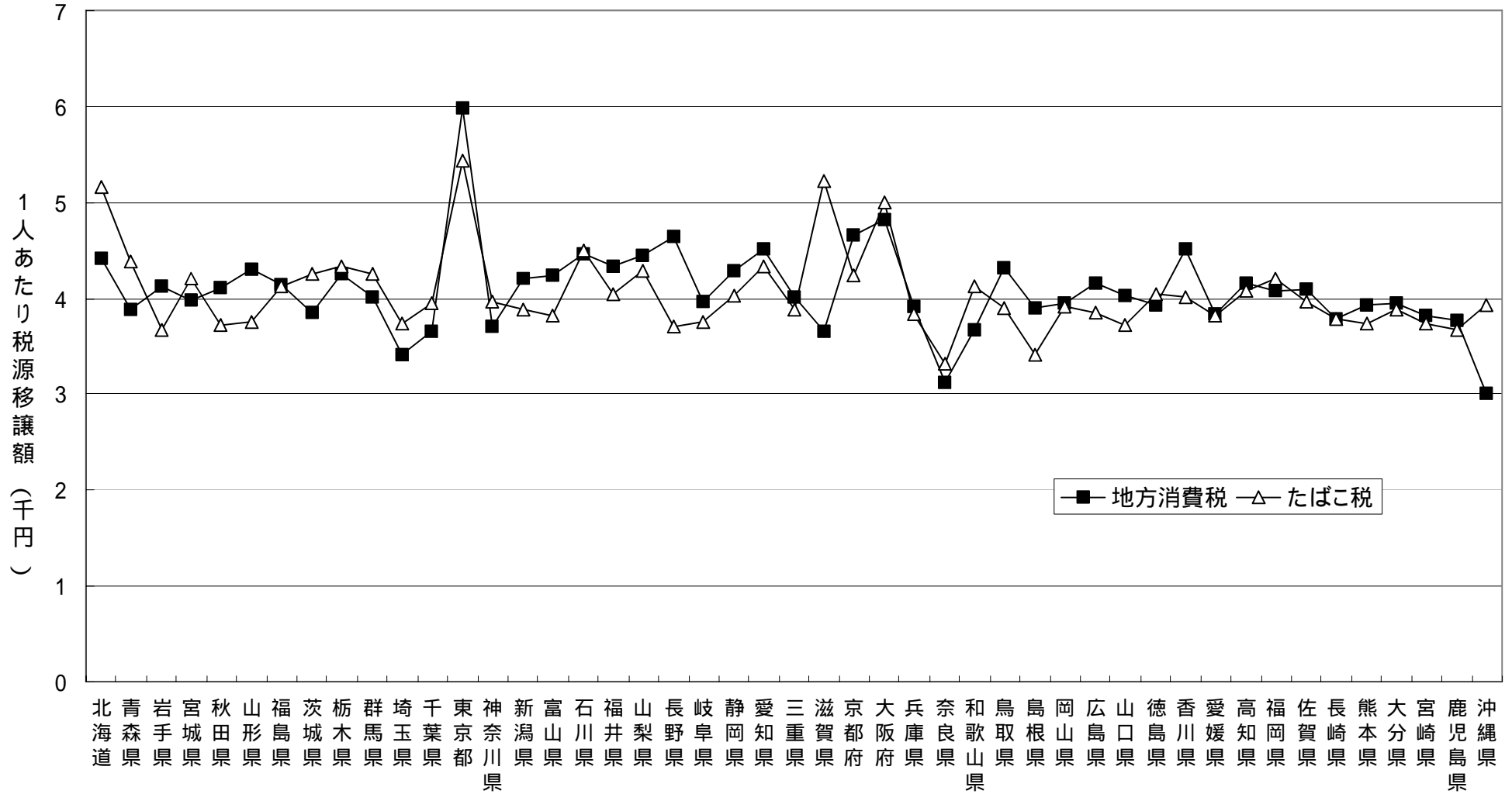
義務教育費国庫負担金以外（例）児童保護費等負担金（保育所運営費負担金）、まちづくり総合支援事業費補助等

公共事業関係（例）地方道路整備臨時交付金等

公共事業関係以外（例）農業委員会交付金等

1人あたり税源移譲額の比較 (都道府県 + 市町村)

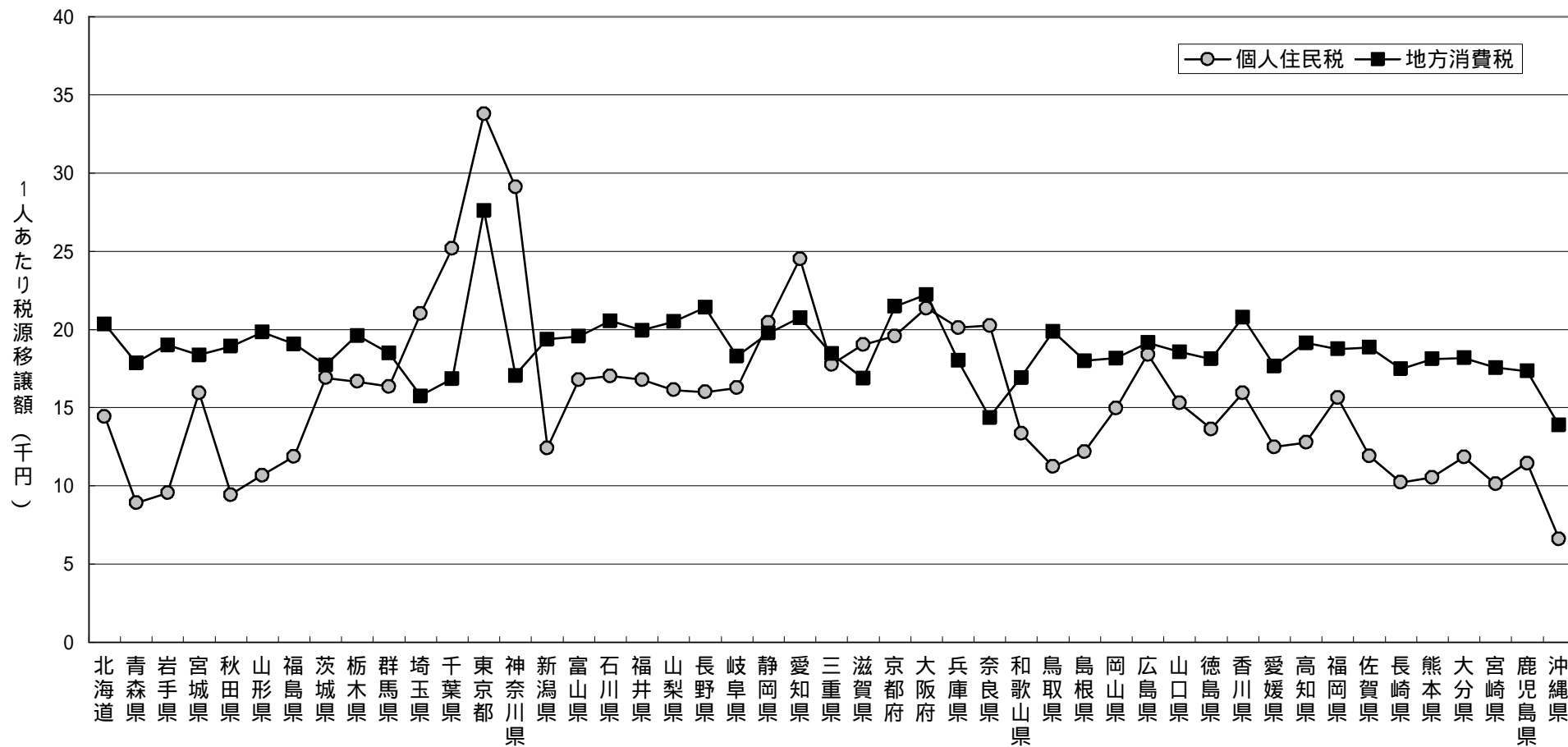
(地方消費税とたばこ税)



* 税源移譲の規模...約 0.5 兆円

1人あたり税源移譲額の比較 (都道府県+市町村)

(個人住民税と地方消費税)



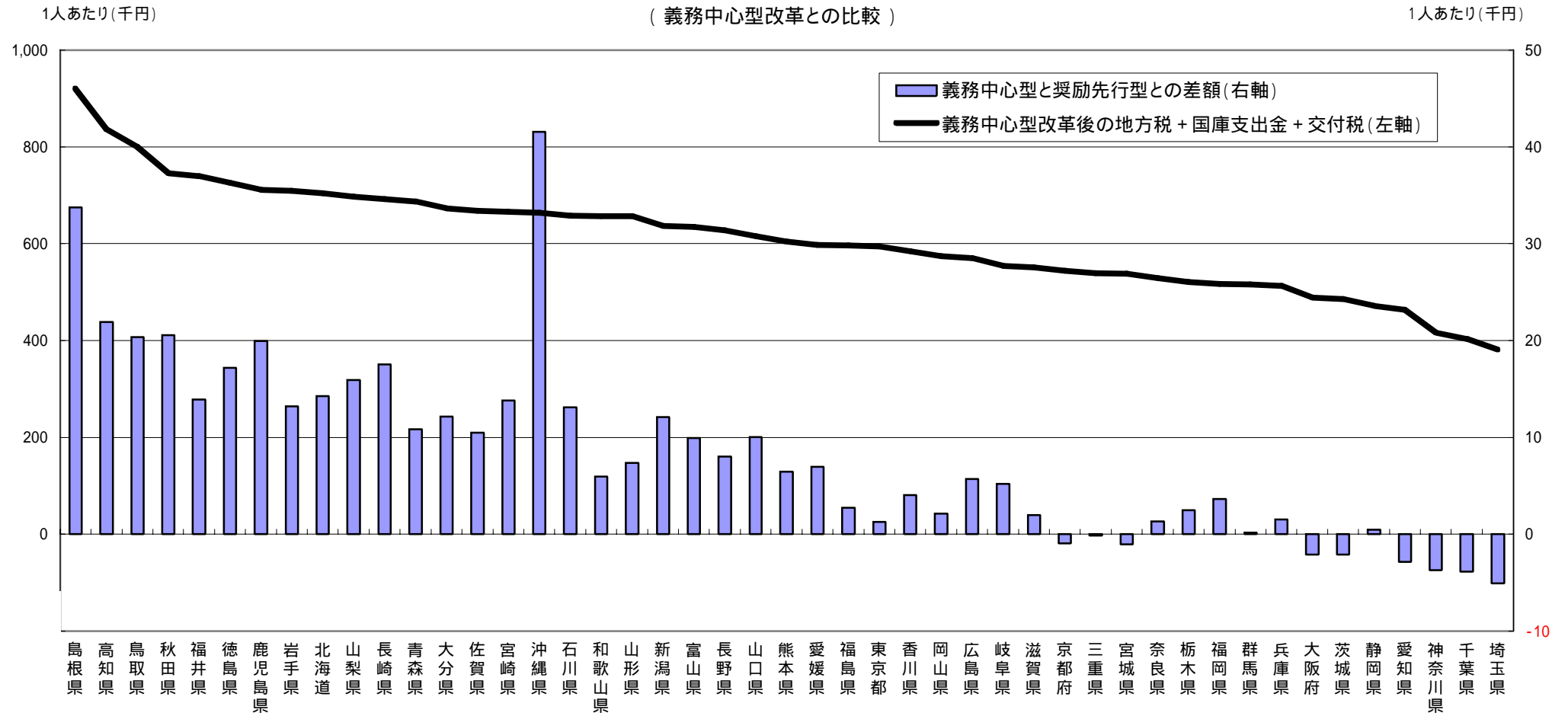
* 税源移譲の規模...約 2.5 兆円 (H13 年度普通決算値による推計)

* 税制の想定 ...[個人住民税] 道府県：2% (80 万以下), 3% (80 万超) / 市町村：3% (153 万以下), 8% (153 万超), 10% (900 万超)

[地方消費税] 1%

奨励的補助金先行型の影響

(義務中心型改革との比較)



* 図は、都道府県と市町村の合計。

* 折れ線グラフは、H13年度普通会計決算値にH15年度予算ベースで推計した義務中心型の改革効果を加えたもの。

* 棒グラフは、義務中心型改革後の歳入（地方税 + 国庫支出金 + 交付税）から奨励先行型改革後の歳入を差し引いた金額。